

社会を明るくする運動が行われました



歩行者にリーフレットを配布する保護司の様子

7月4日、埼玉りそな銀行行田支店前の交差点付近で社会を明るくする運動が実施されました。

行田地区保護司会、行田地区更生保護女性会が運転手や往来者にリーフレットなどを配布し、安全で安心な明るい地域社会を築くよう、広報・啓発活動を行いました。

▶問い合わせ 福祉課(内線285)

介護に関する入門的研修を実施します

市では、介護の仕事に関心がありながらも、介護を知る機会がない方向けに令和4年度行田市介護に関する入門的研修を行います。研修では、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を全4日間(21時間)の日程で学びます。また研修終了後には、修了証明書をお渡しします。

▶日時 10月11日(火)～14日(金)午前9時30分～午後4時30分

▶場所 産業文化会館第2会議室

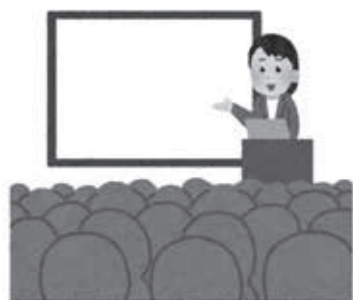
▶費用 無料

▶定員 30人

▶その他 詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 株式会社シグマスタッフ大宮支店 ☎048-782-5173

※問い合わせの際は、「行田市介護入門的研修」とお伝えください。



〈新型コロナ〉生活支援事業

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支援する給付金を支給します。

住民税非課税世帯

▶支給対象 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

※次の世帯は対象外

①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(非課税世帯分・家計急変世帯分)を受給した世帯の世帯主を含む世帯

②世帯全員が、住民税が課税されている方の住民税上の扶養になっている世帯

③租税条約による非課税の方を含む世帯

▶支給額 1世帯当たり10万円

▶支給手続き 対象世帯には、確認書を発送しますので、確認後、返送してください。

▶その他 令和3年12月10日現在の世帯で判定します。

家計急変世帯

▶支給対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶支給額 1世帯当たり10万円

▶受付期間 8月1日(月)～9月30日(金)

▶申請書配布場所 福祉課、南河原支所、行田市社会福祉協議会

▶支給手続き 申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに持参または郵送で福祉課へ提出してください。

▶その他 住民税非課税世帯と家計急変世帯の給付金を重複して受給することはできません。

▶問い合わせ 同課(内線426)

埼玉県環境アドバイザーを募集しています

県では、県内の環境学習や環境保全活動を促進するため、豊富な知識や経験を有し、地域での環境保全活動や環境学習などに対して指導および助言などを行う環境アドバイザーを募集しています。

応募資格や応募方法は、県ホームページで確認の上、締め切り日までに県環境政策課へご応募ください。

▶問い合わせ 同課 ☎048-830-3019



〈新型コロナ〉生活支援事業

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育てに伴う負担増加に対し支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します。

▶支給対象

(1)次のいずれかに該当し、令和4年度住民税均等割が非課税の方

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(申請不要)

②令和4年5月～令和5年3月に、新たに児童手当または特別児童扶養手当の受給者となった方や児童手当、特別児童扶養手当の対象となる児童が増えた方(申請不要)

(令和4年4月1日～令和5年2月28日に出生した児童を養育する方など)

③上記①以外で、平成16年4月2日～平成19年4月1日の間に出生した児童を養育している方(要申請、高校生のみを養育している方など)

(2)上記①～③に該当する方で、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当収入となった方(要申請)

※すでに、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給している方は支給対象になりません。

▶給付額 児童1人当たり一律5万円

▶申請手続きおよび支給方法

支給対象	申請	申請に必要な書類	支給方法
上記の支給対象(1)－①に該当する方	不要		7月29日に児童手当・特別児童手当振込口座へ振り込み済み
上記の支給対象(1)－②に該当する方	不要		児童手当などの認定後、順次、手当の登録口座へ振り込み
上記の支給対象(1)－③に該当する方	必要	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類の写し 通帳またはキャッシュカードの写し ※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり 	申請内容を確認した後、支給要件に該当する方の指定口座に順次振り込み
上記の支給対象者(2)に該当する方	必要	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類の写し 通帳またはキャッシュカードの写し 申請者および配偶者の令和4年1月以降の任意の1カ月分の収入が確認できる書類(可能な限り申請する月に近い月のものであること) ※給与明細書、年金振込通知、事業・不動産収入の帳簿など ※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり 	

▶申請・問い合わせ 令和5年2月28日(火)までに直接子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

行田市人権施策推進審議会の委員を募集します

人権啓発および人権教育に関する施策の推進について、幅広い意見を反映するため、委員を募集します。

▶応募資格 満18歳以上の市内在住・在勤・在学の方で、平日昼間に行う審議会(年3回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

①応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方

②市職員および市議会議員

▶募集人数 2人

▶任期 2年間

▶応募方法 9月15日(木)(必着)までに「人権についての私の考え」をテーマにしたレポート(800字程度)と、住所、氏名、連絡先を記入した書類(様式自由)を持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により人権推進課へ提出してください。【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人権推進課【Eメール】jinken@city.gyoda.lg.jp

▶選考方法 書類選考の上決定し、応募者全員に結果をお知らせします。

▶問い合わせ 同課(内線221)